

第2次芦屋町男女共同参画推進プラン事務事業一覧(案)

資料 1

目標	施策の方向	主な施策	具体的施策	令和2年度達成度
I 男女共同参画の意識づくり	1 家庭生活における男女共同参画の推進	①家庭での意識改革	保護者等への研修・啓発の充実	A
			家庭教育についての学習機会の提供	
			相談窓口の充実	
	2 子どもの頃からの男女共同参画の推進	①個人の意思や持ち味が活かされる教育の推進	人権教育の推進	A
			男女共同参画の視点に立った進路指導の徹底	A
			「生きる力」を育む教育の推進	A
			性に関する指導の充実	A
			②男女共同参画の教育環境づくり	教職員等の男女共同参画意識の醸成
	3 男女共同参画に関する学習機会の提供	①男女共同参画に対する理解の促進	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	A
			出前講座の開催	A
			人権講演会の実施	
	4 男女共同参画啓発活動の充実	①広報・啓発活動の充実	学習講座の開催	
			広報紙やホームページ等での啓発	A
			法令や制度の周知	
	II 男女が互いに認め合う社会環境づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①各種委員会・審議会への女性の参画促進	男女共同参画に関する情報の収集・提供
各種審議会等委員への女性の参画促進				A
2 安心して働き続けるための環境づくり		①働きやすい職場環境の充実	各種審議会等の設置基準の見直し	B
			職場での啓発の充実	A
			相談窓口の周知	A
			②仕事と生活の調和・多様な働き方に関する支援	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報提供
3 男女が対等に参画できる地域づくり		①女性の参画を促進するための環境づくり	再就職に向けた情報提供	A
			啓発の充実	A
			男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	A
			男女共同参画の視点に立った災害発生時における避難所等の運営	A

目標	施策の方向	主な施策	具体的施策	令和2年度達成度	
25			研修会等への参加促進	A	
26		②女性指導者、団体等の育成・支援	団体等の育成・支援	A	
27	1 生涯を通じた健康づくり支援	①ライフステージに応じた健康づくり	心身の健康づくりに関する啓発	A	
28			健康診査事業の充実	A	
29			健康相談の充実	A	
30			健康づくりの推進	A	
31		②妊娠・出産に関する支援	妊娠から出産までの保健対策の充実	A	
32			妊婦・乳幼児健康診査の充実	A	
33		2 男女が安心して、子どもを育てるための支援	①子育てしやすい環境づくり	子育て支援センターの充実	A
34				保育内容の充実	A
35				学童クラブ事業の充実	A
36				子ども医療費の助成	A
37	男女が共に担う育児の啓発			A	
38	ひとり親家庭に対する支援			A	
39	②相談機能の充実		育児相談の充実	A	
40			訪問指導の充実	A	
41	3 高齢者・障がい者が安心して暮らせるための支援		①高齢者・障がい者の自立や介護支援	在宅福祉サービスの充実	A
42				介護予防事業の充実	A
43		相談体制の充実		A	
44		②高齢者・障がい者の生きがいづくりに対する支援	高齢者・障がい者の社会参加の支援	A	
45			生涯学習講座の充実	A	
46					
47	4 暴力・虐待の防止～芦屋町配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画～	①配偶者等に対する暴力防止の啓発・相談・支援	DV根絶に向けた啓発	A	
48			相談体制の充実	A	
49			関係機関との連携	A	
50		②子どもに対する暴力防止の啓発・相談・支援	暴力防止のための啓発	A	
51			保護・相談体制の整備	A	
			関係機関との連携	A	

目標	施策の方向	主な施策	具体的施策	令和2年度 達成度
52	計画を実施する 組織づくり	①男女共同参画の視点に立った 行政運営の推進	推進プランの進捗状況の把握と諸施策の推進	A
53			公共施設の施設整備	A
54			特定事業主行動計画の推進	A
55			イクボス宣言の推進	A
56		②推進体制の充実	男女共同参画審議会の設置	A
57			職員ワーキングチームの設置	
58			推進プランの進捗状況や各種情報の提供	A
59		③職員の意識向上	職員研修の充実	
60			職員への情報提供	A

	該当数	割合
A	52	87%
B	1	2%
C	0	0%
D	0	0%
達成度なし	7	11%
合計	60	100%

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策の達成度の評価について

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、施策を実施していない場合は、「達成度なし」としていただきます。
- ・具体的施策が複数の担当課にまたがる場合で、一方の担当課が新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から施策を実施していない場合、もう一方の担当課の実施状況・結果で達成度を評価しています。